2026年10月27日
株式会社アルバック

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

第１章 制定目的

当社は、持続的な成長を通じて企業価値を中長期的に向上させるため、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえた上で、取締役会決議に基づき、コーポレートガバナンスに対する基本方針として本基本方針を制定する。今後、本基本方針を改訂した場合には、適時適切にその内容を公表する。

第２章 コーポレートガバナンスの基本的な考え方

第１条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

当社は、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組む。

(1)株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

(2)株主のみならず、取引関係者、地域社会、従業員その他当社事業活動に関連する様々なステークホルダーの利益を考慮し、これらのステークホルダーと適切に協働する。

(3)当社の会社情報を適時適切に開示し、透明性を確保する。

(4)特に重要な意思決定機関である取締役会を企業価値向上に資するよう運営する。

(5)株主との間で建設的な対話を行う。

第３章 株主の権利・平等性の確保

第２条（株主総会）

１　当社は、株主が株主総会議案を十分に検討できる期間を確保して適切にその議決権を行使することができるよう、適切な日程で定時株主総会の招集通知の発送及び当社ウェブサイトへの掲載を行う。その他、株主総会の運営面においても、株主が出席しやすい開催日の設定や株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を分かりやすく提供すること等に配慮する。

２　当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用するなど、株主総会に出席できない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境を整備する。

３　当社では、株主総会における議決権の行使は、特段の事情のない限り、原則として株主名簿に記録されている株主がこれを行う。

４　当社は、株主総会における議決権の行使状況等を踏まえ、当社が提案した議案について、相当数の反対票が投じられたと認められる場合には、慎重にその原因の分析を行い、株主との対話その他の適切な方策を通じて反対票が投じられた原因の改善に努める。

第３条（株主の平等性の確保）

当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

第４条（株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針）

当社は、中長期的な企業価値向上を図る観点から、政策保有株式の保有方針及びその議決権行使に関する方針を策定し、これを開示する。

第４章 ステークホルダーの利益の考慮

第５条（倫理規範）

当社は、全社員が高い倫理感を持って行動するために、「企業倫理行動基準」を取締役会において定め、コンプライアンスに関する啓蒙に努める。

第６条（ステークホルダーとの関係）

１　当社は、中長期的な企業価値向上のために、株主のみならず、取引関係者、地域社会、従業員その他当社事業活動に関連する様々なステークホルダーの利益を考慮する。

２　当社は、ステークホルダーより違法又は非倫理的な事象の懸念があるとの通報を受けた場合、当該通報を行ったという事実のみで通報を行ったステークホルダーが当社から不利益な取扱いを受けることがないように配慮する。また、当該通報受理者は、監査室にこの事実を報告する。

第７条（関連当事者との取引に関する方針）

当社は、当社取締役や主要株主その他関連当事者との間で取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないよう配慮し、関連当事者間の取引に関する方針を策定し、これを開示する。

第５章 適切な情報開示と透明性の確保

第８条（情報開示に関する方針）

当社は、会社法及び金融商品取引法その他関連諸法令によって開示が要請される事項ならびにこれに該当しない項目についても、株主の有益な情報については非財務情報も含めて、適時適切な方法で開示する。

第６章 取締役会等の責務

第１節 監督機関としての取締役会の責任

第９条（取締役会の役割）

１　当社取締役会は、株主からの委託のもと、中長期的な企業価値向上のために効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現することについて責任を負う。

２　当社取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性及び透明性を確保する。また、当社取締役会は、当社が直面する重大なリスクの評価及びその対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定等を行い、経営陣幹部の指名、評価及び報酬の決定については、指名報酬等委員会の答申を経て決定する。

３　当社は、会社法が定める監査役会設置会社を採用するが、経営と執行の適切な役割分担を図るため執行役員制度を採用し、取締役会が執行役員を選任するとともに委任する業務範囲を決定する。また、当社取締役会は、執行役員の業務執行を監督し、指名報酬等委員会の答申を経て、その業績等を公正中立に評価し、その報酬に反映させる。

第１０条　（独立社外取締役の役割）

独立社外取締役は、次の事項をその主たる役割とする。

(1)当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を図るとの観点から、経営方針や経営計画について適切な助言を行う。

(2)公正中立な観点から、経営陣幹部の選解任及びその評価についての意見を表明する。

(3)株主共同の利益の観点から、積極的に意見表明を行い、取締役会の質を高めてその監督機能を向上させる。

第１１条（取締役会議長）

１　当社の取締役会議長は、定款の定めに従い、取締役会において定められた取締役がこれを務める。

２　取締役会議長は、取締役会の実効的な運営を確保するため、当社を取り巻く経営環境を踏まえた取締役会の議題設定および議事を主宰し、各取締役による自由闊達かつ建設的な議論を促進するとともに、重要な議題について十分な情報および審議時間が確保されるよう努めるものとする。また、議長は、取締役会事務局と連携し、取締役会における決議事項および指摘事項の適切な記録ならびにフォローアップを図るよう努めるものとする。

第２節 取締役会の有効性

第１２条（取締役会の構成）

当社の取締役会の人数は、社外取締役を含め、１２名以下とする。

第１３条（取締役の資格及び指名手続）

１　当社の取締役は、高い倫理観を有し、人格的にも優れ、当社の経営を的確かつ効率的に遂行し、その判断の透明性及び公平性を担保しうる知見・能力・経験を有する者であることを要する。

２　当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上の観点から、取締役会の構成の多様性に配慮する。

３　取締役の任期は１年とする。

４　新任取締役候補者は、指名報酬等委員会の答申を経て、取締役会で決定される。

第１４条（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）

当社の独立社外取締役は、前条の取締役の資格に加え、会社法における社外性要件及び株式会社東京証券取引所の定める独立性要件の充足を要する。なお、独立性要件については、株式会社東京証券取引所の定める判断基準を充足するとともに、実質的な観点も加味して、当社との間に利害関係がなく、一般株主との利益相反のおそれがないこと、加えて、当社の経営及び事業課題について積極的で有意義な提言や公正な問題提起が期待できることを要する。

第１５条（監査役の資格及び指名手続）

１　当社の監査役は、高い倫理観を有し、人格的にも優れ、取締役の職務執行及び経営の監督監視を公正中立な立場から的確に実施しうる知見・能力・経験を有することを要する。

２　当社の監査役のうち少なくとも１名は、財務会計に関する適切な知見を有している者とする。

３　当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上の観点から、監査役会の構成の多様性に配慮する。

４　新任監査役の候補者は、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定される。なお、補欠監査役の候補者を選定する場合も同様とする。

第１６条（社外取締役及び社外監査役の兼任制限）

社外取締役及び社外監査役は、当社社外役員として十分な活動を行うべく、他の上場会社の取締役又は監査役の兼任を合理的な数にとどめる。

第１７条（取締役及び監査役の研鑽及び研修）

１　当社の取締役及び監査役は、その役割を十分に果たすために、当社の経営戦略、財務状況、コーポレートガバナンス、法令順守その他の事項に関し、常に積極的かつ能動的に必要情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

２　当社は、取締役及び監査役に対し、その職責を果たすために必要と認められるトレーニングの機会を提供し、そのトレーニングに関する方針を定めて適時適切に開示する。

第１８条（取締役会の議題の設定等）

１　取締役会議長は、半期毎に、翌半期の取締役会の開催スケジュールを取締役会に提案し承認を受ける。また、予め想定される審議議題についても同様とする。

２　当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、充実した議論がなされるよう、取締役会の会日に先立って、社外取締役を含む各取締役に配付する。但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。

第１９条（社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス）

社外取締役及び監査役は、その責務の遂行のために必要がある場合、随時、社内取締役、執行役員及び従業員等に対して説明や報告を求めるとともに社内資料の提出を求めることができる。

第２０条（指名報酬等委員会）

当社は、任意に設置する取締役会の諮問機関として、指名報酬等委員会を設置する。当委員会は、取締役会が選定する３名以上の委員で構成し、委員の過半数は独立社外取締役とする。この指名報酬等委員会は、取締役及び執行役員の評価、指名、報酬等、特に客観的な判断が要求される重要事項について審議し、取締役会に答申する。また、当委員会は、定時開催のほか、必要に応じて随時開催できる。

第２１条（実効性評価）

当社取締役会は、各事業年度毎に、その実効性についての分析及び評価を実施し、その結果の概要を開示する。なお、当該分析及び評価の実施方法については、取締役会においてこれを定める。

第３節 報酬制度

第２２条（取締役等の報酬等）

１　当社の執行役員を兼務する取締役の報酬等の体系は、株主の中長期的利益を考慮し、持続的な成長と企業価値向上に向けた意欲をより高めることのできるよう、月次の固定報酬、年次の業績連動報酬（年次賞与）及び事後交付型株式報酬制度による株式報酬から構成する。

２　当社の執行役員を兼務しない取締役及び社外取締役の報酬等の体系は、その職責に鑑み、月次の固定報酬のみで構成する。

３　個々の取締役の報酬等は、取締役会が株主総会に提出する議案の内容において定められる取締役の報酬等の上限を超えない範囲で、指名報酬等委員会の答申を経て取締役会においてこれを決定する。

４　執行役員の報酬等については、その職責等を踏まえ、指名報酬等委員会の答申を経て取締役会においてこれを決定する。

第７章 株主との対話

第２３条（株主との対話）

１　当社は、株主との対話を統括する責任者を指名する。当該責任者は、株主の意見について、その重要性や性質に応じて適切な範囲で取締役会に報告する。

２　当社は、関連諸法令に基づく開示に加え、株主の投資判断に寄与する非財務情報を含めた情報を適時適切な方法で開示するよう努める。また、株主との建設的な対話を促進するための体制整備を行う。なお、当該対話を行うに際しては、インサイダー情報の適切な管理を行うとともに、その開示にあたっては、株主間において実質的な情報格差が生じぬように十分配慮する。

第 3 版改定　　2026 年 10 月 27 日　取締役会